

(別表1) 成果目標の基準

| 成果目標の選定及びポイント算定の留意点等 | |
|----------------------|---|
| a | 小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 |
| b | 第5の1又は2に取り組む場合(cの場合を除く。)は、次の1若しくは2の区分A-1から成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。 |
| c | 第5の1及び3又は第5の1、2及び3に取り組む場合は、次の1若しくは2の区分A-1及び区分A-2から成果目標を1つずつ選択し、又は次の3から成果目標を一つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。 |
| d | 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)別表1のIの3の(1)の麦・大豆機械導入対策で選択した成果目標は選択できないものとする。 |
| e | 区分Bに該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。 |
| f | 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。 |
| g | 水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。 |
| h | 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合 ・ 成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合 |

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

| 区分 | 成果目標 | 成果目標の基準及びポイント |
|-----|-----------|--|
| A-1 | ① 作付面積の拡大 | 作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント |
| | ② 単収の増加 | 地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント |

| | | |
|-----|---|---|
| | | 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| | ③ 生産コストの削減 | 10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| A-2 | ④ 団地化率の向上 | 団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| | ⑤ 団地化面積の向上 （現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可） | 作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| | ⑥ スマート農業技術の導入割合の増加 | スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| | ⑦ 需要に応じた品種転換 （実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可） | 作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント |
| | ⑧ 労働時間の削減 | 10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント |

| | |
|------|---|
| B 加算 | <p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 水稲裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント</p> |
|------|---|

(2) 大豆生産に係る成果目標等

| 区分 | 成果目標 | 成果目標の基準及びポイント |
|-----|------------|--|
| A-1 | ① 作付面積の拡大 | <p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> |
| | ② 単収の増加 | <p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・2ポイント</p> |
| | ③ 生産コストの削減 | <p>10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> |
| A-2 | ④ 団地化率の向上 | <p>団地化率が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>8ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・2ポイント</p> |
| ⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可) | <p>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・2ポイント</p> |
| ⑥ スマート農業技術の導入割合の増加 | <p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・2ポイント</p> |
| ⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可) | <p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・2ポイント</p> |
| ⑧ 労働時間の削減 | <p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> |
| B 加算 | <p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア)法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ)法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>④ 3年以上の複数年契約を締結する場合 . . . 2ポイント</p> <p>⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 . . . 2ポイント</p> <p>⑥ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合 . . . 2ポイント</p> |
|--|---|

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

| 区分 | 成果目標 | 成果目標の基準及びポイント |
|-----|--|---|
| A-1 | ① 単収の増加 | <p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上 10ポイント</p> <p>8ポイント以上 8ポイント</p> <p>6ポイント以上 6ポイント</p> <p>4ポイント以上 4ポイント</p> <p>2ポイント以上 2ポイント</p> |
| | ② 生産コストの削減 | <p>10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上 10ポイント</p> <p>8%以上 8ポイント</p> <p>6%以上 6ポイント</p> <p>4%以上 4ポイント</p> <p>2%以上 2ポイント</p> |
| A-2 | ③ スマート農業技術の導入割合の増加 | <p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上 10ポイント</p> <p>40ポイント以上 8ポイント</p> <p>30ポイント以上 6ポイント</p> <p>20ポイント以上 4ポイント</p> <p>10ポイント以上 2ポイント</p> |
| | ④ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可) | <p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上 10ポイント</p> <p>16ポイント以上 8ポイント</p> <p>12ポイント以上 6ポイント</p> <p>8ポイント以上 4ポイント</p> <p>4ポイント以上 2ポイント</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | ⑤ 労働時間の削減 | <p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| B 加算 | <p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・・・・・・2ポイント</p> | |

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

| 区分 | 成果目標 | 成果目標の基準及びポイント |
|-----|-----------|---|
| A-1 | ① 作付面積の拡大 | <p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| | ② 単収の増加 | <p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | ③ 生産コストの削減 | <p>10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| A-2 | ④ スマート農業技術の導入割合の増加 | <p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| | ⑤ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可) | <p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| | ⑥ 労働時間の削減 | <p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> |
| B 加算 | <p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア)法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ)法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・・・・・・2ポイント</p> | |

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

| 成果目標 | 成果目標の基準及びポイント |
|-------------------------|--|
| ① 種子生産ほ場の集約化 | 集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント |
| ② 種子の合格率の向上 | 種子の合格率を現状(直近5中3)の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント |
| ③ 種子の生産面積の拡大 | 種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント |
| ④ 種子更新率の向上 | 種子の更新率を現状(直近5中3)の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント |
| ⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加 | 災害対策用種子の備蓄割合が現状(直近5中3)より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント |
| ⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加 | 他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状(直近5中3)の値と比べて1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント |